

**【提案項目】**

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動などの、いわゆるヘイトスピーチについては、平成28年に、その解消に向けて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定された。

この法律に基づき、国において相談体制の整備、教育の充実等、啓発活動等を推進するとともに、ヘイトスピーチに関する地方自治体の取組への支援を強化すること。

また、今後の状況によっては、日本国憲法が保障する「表現の自由」などに配慮しつつ、さらに実効性のある法律への見直しを検討すること。

**【提案理由等】**

本県では、国、市町村等と連携しながら、人権が全ての人に保障される地域社会づくりを進めている。また、172の国と地域の外国人約18万5,000人が、県内で暮らしていることを踏まえ、豊かな多文化共生社会の実現を目指している。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、本県においても、平成26年8月に策定した「オリンピック・パラリンピックのための神奈川ビジョン2020」に基づいて、「世界に誇れる神奈川の姿」をつくりあげ、世界に向けて発信していくこととしている。

しかし、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題になっており、本県においても特定の地域において、繰り返しヘイトスピーチ・デモが行われてきた経緯やインターネットに差別的な書き込みを行うなど人権侵害につながる情報の拡散が問題となっている。

そのような中、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が公布・施行され、基本理念や国及び地方公共団体の責務が示された。本県においても、この法律の制定を契機に、これまで以上に、人権教育、人権啓発等の取組を進めているところであるが、この法律には、附則において、「法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする」とされているのみで、ヘイトスピーチの規制に関する条項は盛り込まれていない。

そのため、今後の状況によっては、さらに実効性（禁止規定等）のある法律が必要である。